

長野県特別職等報酬審議会（第1回）議事録

- 開催日時 平成30年4月13日（水）10：00～
- 開催場所 県庁本館 特別会議室
- 出席委員 雨宮委員 久保田委員 樋口委員 堀越委員 松本委員
- 県出席者 阿部知事 関総務部長 玉井人事課長 根橋人事課企画幹

1 開 会

（根橋企画幹）

ただいまから長野県特別職報酬等審議会を開会いたします。

私は長野県総務部人事課の根橋幸夫と申します。会長が決定するまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、本審議会の委員の委嘱についてご報告申し上げます。本審議会の委員はお手元にお配りいたしました委員名簿のとおり、6名の方に本日付で委員を委嘱申し上げます。お手元に委嘱状をお配りさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、知事からごあいさつ申し上げます。

2 知事あいさつ

（阿部知事）

改めまして、おはようございます。各委員の皆様方には大変お忙しい中、特別職報酬等審議会の委員をお引き受けいただきご参画いただきましたこと、まずは心から御礼申し上げますと思います。本当にありがとうございます。

皆様方に後ほど諮問をさせていただくわけでありますけれども、特別職の報酬等のあり方につきまして、方向づけを皆様方にさせていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

前回、平成25年に本県の特別職の報酬等について改定をいたしました。以来、5年経過をしているわけでありますが、その間、一般職に関しましては、月例給については、若干ではありますが、引き上げてきている状況です。他方で一般職の退職手当につきましては、この4月から約3.37%引き下げという形で対応させていただいております。これは一般職の給与につきましては、地方公務員法に基づいて、国家公務員あるいは民間の給与の状況等を勘案して、人事委員会勧告等を踏まえて対応させてきていただいているわけでありまして、特別職の場合はそうした制度がないということで、皆様方にぜひしっかりご議論いただいた上で、方向づけをしていただきたいというふうに思っております。

また、他の都道府県の状況等を見ますと、この5年間の間で知事等の給料月額等につい

て10の都府県が見直し、そして退職手当については、28の都道府県が見直しという現状にもございます。他県との均衡等も見ていただくということも必要かと思いますので、また事務局からいろいろな状況等を詳しくご説明をさせていただきますけれども、ぜひ本県の特別職の報酬等につきまして、適正な水準となるようにご審議をいただければありがたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(根橋企画幹)

それでは、委員の皆様から自己紹介を頂戴したいと思います。名簿順によりまして、雨宮委員からお願いをいたします。

(雨宮委員)

皆さん、おはようございます。私、長野県農協中央会と各連合会、それぞれ厚生連、全農なんかも幾つかあるわけですが、共通会長を務めております雨宮勇でございます。よろしくお願いいたします。

(久保田委員)

おはようございます。久保田と申します。高山村出身でございますが、これまで市町村行政を通じ地方自治のほうにかかわってきたということでご推薦いただいたと思うわけでございますが、よろしくお願いいたします。

(樋口委員)

樋口でございます。よろしくお願いいたします。私、信州大学におりました時代にいろいろと県の行政についてもお手伝いさせていただき、また、信州大学OBになりましたが、引き続きいろいろお手伝いをする機会もございまして、再びということで大変、光栄に思っております。ありがとうございます。

(堀越委員)

皆さん、おはようございます。堀越倫世と申します。本業は税理士でございますが、やはりこの年代になりますと、いろいろな形で社会に還元していく仕事も必要かなというふうに考えております。県のことにもいろいろかかわらせていただいておりますが、この審議会でもよろしくお願いいたします。

(松本委員)

松本あつ子と申します。よろしくお願いいたします。保健師、助産師、看護師の専門職の職能団体の看護協会というところの会長をしております。

医療・介護の現場で起こっている色々なことなどを、今、審議しておるところですが、

そんな観点からもぜひ参加させていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

(根橋企画幹)

ありがとうございました。なお、山浦委員におかれましては、本日欠席する旨の連絡がありましたのでご報告申し上げます。

次に、長野県側の出席者を紹介いたします。阿部知事のほか、総務部長の関でございます。人事課長の玉井でございます。

本日は過半数の委員の出席がございますので、審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。

3 議 事

(根橋企画幹)

それでは、会長の選任をお願いしたいと思います。本審議会の会長につきましては、お手元の審議会資料14ページに審議会条例がございますけれども、第4条の規定によりまして、委員の互選により選任することとされております。

会長の選任等につきまして、ご意見等ございましたらご発言をお願い申し上げます。

(久保田委員)

私のほうからご提案をさせていただきたいと思います。会長につきましては信州大学名誉教授でいらっしゃる、樋口委員さんをお願いしたいと、こんなふうに思っておるわけですが、いかがでしょうか。

(出席者一同)

「異議なし」の声あり

(根橋企画幹)

ありがとうございます。今、久保田委員から、樋口委員に会長をお願いしたらとのご発言がございました。また「異議なし」との声もお聞きいたしましたけれども、皆様、異議なしということでよろしゅうございましょうか。

(出席者一同)

よろしくお願いいたします。

(根橋企画幹)

ありがとうございます。それでは、樋口委員に会長をお願いすることに決定をいたしました。樋口委員には、お手数ですが会長席へのご移動をお願い申し上げます。

それでは、樋口会長より一言、ごあいさつをお願い申し上げます。

(樋口会長)

ただいま会長に選任されました、樋口一清でございます。本審議会は知事や県議会議員の報酬等を決定するための大変重要な審議会でございます。皆様のご協力を得ながら、本審議会の役割を果たせるよう全力を挙げて努力してまいりたいと思いますので、ぜひ皆様、忌憚のないご意見をいただくとともに、円滑に議事が進みますよう、何卒ご協力のほど、よろしく願いいたします。

(根橋企画幹)

ありがとうございました。続きまして、知事から諮問をいたします。

(阿部知事)

(諮問文読み上げ)

(根橋企画幹)

なお、知事は公務の都合によりまして、ここで退席をさせていただきます。

(阿部知事)

すみません。よろしく願いいたします。

(根橋企画幹)

それでは、これ以降の議事につきましては、樋口会長に進行をお願いいたします。

(樋口会長)

それでは、まず審議会を公開するかどうかについてですが、従前から本審議会については公開としてまいりましたが、今回も公開とし、議事内容についても県のホームページ等を使って公開していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(出席者一同)

「異議なし」の声あり

よろしいでしょうか。では皆様のご賛同を得ましたので、公開ということでお願いしたいと思います。

続きまして、審議のスケジュールと提出資料について、事務局からご説明をお願いいたします。

(玉井人事課長)

人事課長の玉井でございます。ご審議をいただきます特別職の給料、報酬、それから退職手当につきまして、現状やこれまでの推移などを、資料に基づきましてご説明をさせていただきますと思います。

1ページから7ページまでが給料・報酬の関係、8から10ページまでが退職手当の関係、11ページ以降が参考資料ということでございます。

これまで幾度か給料等改定を行っておりますけれども、後ほどご説明いたしますが、主に次の2点を総合的に勘案しまして決定をいただいているところでございます。

1つ目は、一般職の給与改定の状況、それから2つ目は、他の都道府県の特別職の報酬改定の状況等を勘案していただいているところでございます。

それでは1ページ、長野県の特別職の職員の給料月額等の推移でございます。今回ご審議をいただくのは、諮問にもありましてお知り知事、副知事、それから議会の議員でございます。表のような経過で改正がなされておまして、直近で申し上げますと、平成25年の改正以来、5年が経過しているところでございます。

最近では、表の下のほうでございますけれども、前々回の平成20年、前回の平成25年とそれぞれ、それまでの上がり基調から減額改定が続いているというところでございます。

2ページでございます。特別職の給料月額等の全国状況についてでございます。

特別職の給料月額等について全国を比較してございます。網掛けの部分が長野県でございます。知事は28位、副知事は30位ということで、概ね中位をやや下回っているという状況です。それから金額を見ましても、一番下の欄にお示しをしておりますが、全国平均をいずれも下回っているという状況でございます。

次に3ページ、知事給料月額等の推移の全国の状況でございます。各県の改定経過を見ますと長期間改定していない県もあれば、近年、新潟県のように毎年改定している県もあるということで、改定に対する各県の考え方は様々だということでございます。

本県については、中ほど太枠の中でありましてけれども、5年前、平成25年7月1日で改定をし、この表は毎年4月1日付で記載してございますので、翌26年に記載をしてありますけれども、その前は5年前の平成20年の改定ということでございます。その前は少しさかのぼりまして平成7年改定ということでございます。これは一般職の退職手当の改定がしばらくなかったということが主な理由でございます。

4ページでございます。長野県の一般職と特別職の給与改定率の推移でございます。

上の表の左側は一般職の給与改定率の推移を示しております。26年以降、若干ながら上がり続けております。平成25年を100といたしますと、平成29年度は101.15ということでございます。

下の表は参考に、前回改定時の状況をお示ししてございます。一般職は平成20年を100としますと99.7ということで、0.3下がったということで、これを踏まえまして、右側の一番下の欄にありますけれども、前回は0.3%引き下げの答申がございまして、知事も0.3%の引き下げを行ったというところでございます。

5ページでございます。長野県の最近の人事委員会勧告の実施状況ということでございます。4ページの資料の一般職の給与改定のもとになった人事委員会勧告の状況をお示ししてございます。

一般職の職員を対象としました本県の人事委員会勧告では、表の一番左側の月例給ベースを見ますと、平成25年までは、平成19年を除きますが、マイナスの勧告、あるいは勧告なし、据え置きということになっております。平成26年から29年までは、それぞれプラス勧告というのが続いているという状況でございます。

6ページでございます。こちらは平成25年7月以降の特別職の給料月額等を改定した都府県の状況ということで、本県の改定は前回の見直し平成25年ということで、これ以降に改定を行った県は、10県でございます。これら10県を平均いたしますと、知事についてはプラスの0.92%、そのほかはマイナスとなっております。ただ、これは大阪府が大幅に増額改定したためということで、知事の給料の改定は0.92%のプラスとなっております。大阪府を除きますとマイナス0.79%という状況でございます。

平成30年に改定を行った県に限定をいたしますと、知事はプラスの0.37%、副知事はプラスの0.66%、議長等が約1%のプラスという状況でございます。

この間、マイナスとした県については、3ページの先ほどの表にちょっとお戻りをいただくと、かなり各県まちまちなのですけれども、比較的長い期間、改定をしてこなかった県が多いのかなと思われまます。これは平成25年まではマイナス基調が続いておりますので、長い間改定されてこないと、その前に改定された年との比較をした際にマイナス基調になり得るということで、これはいつと比較するかということで大分、そのポイントが変わってくるのかなということでございます。

7ページをご覧くださいますと、こちらは今までご説明しました各指標における給料月額等の改定率の状況でございまして、資料でお示した改定率の抜粋、整理をしたものでございます。

①につきましては4ページから、②と③は6ページから、④については2ページからデータをそれぞれ整理したものでございます。⑤は本年4月1日時点の本県の状況を記載しておりまして、全国との比較をいたしますと若干下回っているという、先ほどの説明のとおりかと思います。

続きまして8ページをお願いいたします。ここからは退職手当の説明になります。8ページは、特別職の退職手当の全国の状況でございます。

退職手当につきましては、知事、副知事のみ支給ということで、議会の議員につきましては、こちらの退職手当の支給はされておりませんので対象にならないということでござ

います。

特別職の退職手当額の算出方法については一番下に記載をしてございますが、給料月額と支給割合を掛けまして、さらに在職月数、これはいずれも任期4年でありますと48月ということでございますが、これを掛けるという方法になっております。

本年4月1日時点の手当ての額について全国と比較をいたしますと、これは真ん中、太枠のところでございますが、知事は29位、副知事は33位ということで、平均より下回っているという状況かと思えます。一番下にありますとおり、全国平均ですと知事の給料月額は129.5万円、支給割合が56.6、それから手当額が3,441万余ということになっております。いずれも長野県は平均よりも下という状況かと思えます。

9ページをお願いいたします。長野県の一般職の退職手当の引下げの状況でございます。本県の一般職の退職手当につきましては、国家公務員が本年1月から退職手当を引き下げたことを受けまして、4月から国と同じく支給水準を3.37%引き下げたところでございます。

定年退職者について試算をいたしますと、平均で2,303万円から2,223万円ということで、80万円ほどの減額となったというところでございます。

10ページをお願いいたします。平成25年7月以降、特別職の退職手当の支給割合を改定した都道府県の状況でございます。

本県の前回の見直し、先ほど申し上げました平成25年7月1日以降、退職手当の支給割合の見直しを行った県は28都道府県でございます。見直しを行った都道府県の支給割合は、平均で知事が、大阪を除きますと55.3%、副知事が39.9%ということでございます。知事の退職手当を撤廃した大阪府を除いているというところでございます。

それから、本年30年1月1日以降、一般職の退職手当引き下げに伴い改定したと考えられる東京都より下の21都道府県の支給割合は平均で知事が54.2%、副知事が39.3%ということでございます。本県の現状は知事が55%、副知事が40%ということでございます。前回の改定では、これら他県の状況を勘案いたしまして、引き下げの答申をいただいたところでございます。それから、近年の支給割合でございますが整数ではなくて小数点以下、小数点1位まで定める県も増えているという状況かと思えます。

11ページ以降、参考資料になります。11ページでございますが、主な県勢指標の比較でございます。主な県勢指標としまして、左から財政力指数、人口、それから1人当たり県民所得を見ますと、長野県はそれぞれ中位を上回っているという状況かと思えます。

12ページ、13ページでございます。こちらは県勢指標の類似県との比較ということでございます。12ページは、先ほどの3種類の県勢指標における長野県の直近上位5県、下位5県の平均給料月額等と長野県の給料月額等を比較したものでございまして、いずれも平均を下回っているという状況でございます。

13ページは同様に退職手当の支給額、それから支給割合を比較したもので、いずれも平均を下回っているという状況でございます。

以下、14ページ以降につきましては本審議会等に関する規程、それから23ページからは参考までにということで、前回、平成25年の答申をおつけしてございます。

資料の説明は以上でございますが、若干、スケジュールの関係についてご説明とお願いを申し上げたいと思います。

従来から、この審議会につきましては3回程度のご審議をいただいております、答申をいただいているというところでございます。今回につきましても3回程度でお願いをできればと思っております。答申をいただく時期を私のほうから申し上げるのも非常に僭越かと思いますが、次の議会である、平成30年6月定例会に間に合わせたいということで、ぜひお願いをしたいと思っております。このため、条例改正等の作業スケジュールを勘案いたしますと、答申はできれば5月下旬ごろをお願いできればというふうに考えているところでございます。

このようなスケジュールを前提といたしますと、第1回の本日は見直しの基本的な方向性なり考え方をご審議いただき、次回第2回では具体的な内容についてのご検討、また第3回では答申の決定というようなことで、審議を進めていただければ幸いかと思っておりますので、ぜひともよろしくをお願いをしたいと考えております。説明は以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございます。それでは、早速、審議に入りたいと思います。

先ほどの資料の説明に対する質問等も含めまして、本日は少人数でもありますので、一通り皆様からご意見をお伺いしたいというふうに思っております。

まずご発言いただける方がいればいかがでしょうか、なお質問等も含めてということでも結構ですが。

もしよろしければ順番に、名簿順で雨宮委員からご発言いただいて、またその後、議論をするということでご発言をいただくということになりますが、まず雨宮委員からもしご質問、ご意見等ありましたら。

(雨宮委員)

全国の情勢もございまして、長野県の状況も当然あるわけで、特別職の報酬というのは、安ければいいということではないだろうというふうに私は思っておりますし、長野県の経済の状況等も踏まえながら、県民の期待に応えるような業務遂行をしていただくことが必要なわけでありまして、それに見合った報酬というふうなことになるだろうと思っております。現行水準、それから職員の給与の状況等々踏まえながら、責任の果たせるような金額で答申をすることが望ましいだろうというふうに私は思っております。

ですから、先ほど説明がございましたように、マイナス基調で平成25年については若干の引き下げをしてあるというふうなことも踏まえながら、慎重な検討をいただくことが望ましいのではないかと、こんなふうに思っております。

1点、初めてでございますので質問をさせていただきますが、退職手当の支給時期についてですが、支給時期は4年の任期で、改選があって引き続きということになった場合は、4年で1回支払いをして次のステップということに行政の場合はなるのですか、その辺のところをちょっと教えていただきたいです。

(玉井人事課長)

お答えをさせていただきます。現在の条例ですと、その任期ごとに支給するということになっておりますので、1任期満了したところで退職手当を支給するという規定になっております。

(雨宮委員)

ありがとうございました。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございます。久保田委員、いかがでしょうか。

(久保田委員)

そうですね、ここのところ何回も減額というような状況のようでございますけれども、人事委員会勧告など一般職の給与の状況、そしてまた特別職の状況ということも考慮しながら、それとやはり類似県との比較ということも、均衡を考えながら県民の皆さんにも納得していただけるような方向が出ればなと、こんなふうに思っております。

(樋口会長)

ありがとうございます。それでは堀越委員、いかがでしょうか

(堀越委員)

いろいろな資料、どうもありがとうございました。今、説明を受けまして感じたのは、いろいろ随時、長野県の特別職の報酬は全国平均、平均値よりも下回っていますよというようなお話というか扱い、まあそういった声が大分聞こえてきまして、資料を見てもそういったことが明らかなのかなというふうには承知はしております。

この資料の取り方なのですけれども、一つに財政力指数ですね。これについては、それ以外の比較もそうなのですが、長野県を中心に見たところの上下でこう、県も含めたところの平均をとっているようなのですけれども、この財政力指数につきましては、一つのグループの基準があるかと思えます。長野県は第2グループに入るのかな、この指数からいって、パーセンテージからいって。ですので、その第2グループの中でのその平均値がどうなのかというのはちょっと出していただけると非常にありがたいかなというふうに思い

ます。

基本的にいろいろな数値を参考にこれから検討していくわけなのですが、その参考値の中においても、こうした財政力指数というのは割と大きく占めるのではないかなというふうには思っておりますので、その辺、お願いいたします。

それと、もう1点は退職金絡みなのですが、退職金の考え方というのはいろいろあるかと思えます。それで、一部にはやはり給与の後払い的な性格もあるというところがあるかと思うのですが、これ一般的に県民のイメージとしてとても、その給料のほうは別といたしまして、退職金が非常にいい、恵まれているというようなイメージがあるわけなのです。ただ、その総人件費というところから考えると、やはり毎月の給料と、それから退職金をあわせたところで考え、ここは退職金ですよ、ここからは退職金ですよ。これは月々のものですよというような線引きというのが必要なかなと。

ですから、退職金だけとってしまうと非常に高額で、やはりいいなというふうに思われてしまう点もあるので、その辺の、総人件費としてどうなのかというところも見た上で検討していく必要があるかなというふうにはちょっと思っております。

(樋口会長)

ありがとうございます。それでは松本委員、いかがでしょうか。

(松本委員)

この資料、説明いただきまして、よくわかったところとまだわからないところがあります。何と比較するかということがとても重要なことなのかなというふうに思います。

その中で一番はやはり一般職、人事委員会勧告だとか、そういうようなものとあわせてどのような形にしていくかということをやはり考えていく必要があるかなというふうに考えました。

それと、先ほどのその財政力指数というものが、ちょっと自分にはあまり、よくなじみがないものですから、どういうものをこういうようなものに充てているかということをやはり教えていただければうれしいかなというふうに思いました。それによっておそらく、やはり払えるお金というものが決まってくるかというふうにも感じますので、ちょっと教えていただければというふうに思います。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございます。委員の皆様から一通りご発言をいただきましたが、私のほうからも一つ、問題を提起させていただきたいと思っております。

雨宮委員から退職手当の支給に関してご質問がありました。実は前回の答申を拝見しますと、退職手当の支給方法について、当時、税制改正がございまして、再任した場合にも任期ごとに支払うのか、それとも任期を通算して最後に支払うのか、どちらが適当かとい

う議論がされております。

当時の審議会では任期ごとにというご意見と、任期ごとにこだわる必要がないというご意見と両方の意見が出たので、審議会としての結論を出すのではなくて、県において適切に判断することが適当だという結論になりまして、いわゆる両論併記という形でございます。

たまたま前回の審議会の当時、そういうご判断をされたのは、税制改正がちょうどスタートしたばかりの時期でありまして、他県の動きというものもまだこれから見ていく必要があるという状況であるということのようでございます。

現在、先ほど事務局からもお答えがありましたが、長野県では任期ごとに退職金を支払うという形が行われているわけです。結果としてはですね。それから5年がたつ中で、他県の状況についてもいろいろ動きがあるようでございますので、審議会においても、今、この点について考えたほうがよいのか、少し議論してみたいというふうに思っておりますので、この点の資料は必ずしもまだ具体的にないと思いますので、事務局で次回、ぜひ関連する資料を出していただけたらというふうに思います。

一通りご意見をいただきました。非常に重要なご指摘をいろいろいただきましたが、このほか何か委員の方々お気づきの点があれば、細かい点でも結構ですが、先ほど事務局のほうから今後の審議会の進め方のお話がありましたけれども、今、委員の皆様からは基本的考え方をお話いただきましたけれども、それを踏まえて次回は少し具体的に議論をしていく必要があるというふうに思いますので、そのために細かい点でも、何かございましたらお願いしたいと思っております。

財政力指数の点は何か事務局のほうでは、お話を進めてはいらっしゃいますか。

(玉井人事課長)

全体の話を通じてでございますが、財政力指数の考え方とそのグループ分けの関係、また次回しっかり整理をして出ささせていただきたいのと、総人件費についてのご指摘もございました。比較の考え方も含めまして、これも次回にしっかり整理をさせていただきます。それから、会長からお話ございました支払い方法の他県の状況等につきましても、事務局のほうで調べまして、次回に向けてしっかり整理をさせていただいた上で、提示をさせていただきますというふうに考えております。

(樋口会長)

なかなか技術的な面もありまして、今、説明を聞いて、この表を見ただけではにわかには平均値とか、そういうものだけで判断できない部分もあろうかと思っております。

もし、この場でご質問があればこの場を出していただいて、あるいはこの資料をまた細かく検討される中で、何かあれば事務局のほうにも問い合わせをしていただければというふうには思います。いかがでしょうか、何か。雨宮委員、お願いいたします。

(雨宮委員)

そういう比較が妥当かどうかわかりませんが、副知事さんの給与も今回検討を、特別職ということで並行してやるということですが、長野県の一般行政職の最高水準とどの程度の開きがあるのか、その辺のところでは比較ができるとすれば、次回、お願いしたいというふうに思います。

(樋口会長)

よろしいでしょうか、事務局のほうで。

(玉井人事課長)

整理をして、提示させていただきます。

(樋口会長)

これはもうちょっと、私もいろいろ資料を細かい点で見ているところなのですが、何か30年になってからの改正というのは結構多いのでしょうか。いろいろ制度的な方面、つまり足もとの動きがあるのかどうかということなのですが。

(玉井人事課長)

30年の改正については、10ページがわかりやすいかと思えます。退職手当で申し上げると、30年1月1日というのが東京都以下ございまして、これは国が国家公務員について5年ごとに退職手当を見直すということで、これにあわせて各、東京都以下の都道府県が改定をしているということで、これに歩調をあわせているのかなということかと思えます。長野県でもこれにあわせて今回、審議会を開かせていただいたということでございますので、国家公務員の退職手当の5年置きの見直しにあわせた動きかなと思えます。

(樋口会長)

ありがとうございます。確かに10ページの一覧表を見ますと、30年の1月1日、4月1日というところが非常に多くなっています。この点をまた皆様にいろいろ検討していただければと思いますが。ほかにいかがでしょうか、お願いいたします。

(堀越委員)

確認ですけれども、大阪の場合は結局、退職金がない分、月額に乗せているという考え方でよろしいですか。

(玉井人事課長)

結構でございます。

(堀越委員)

そうですね。ということは、やっぱり総人件費がどうなのかという検討は必要かなというふうに思いますので、お願いいたします。

(樋口会長)

全県の中で大阪だけです、こういう形をとっておられるわけですね。お願いいたします。

(久保田委員)

30年に入りまして、それほど県では見直しされていないような状況が、3ページに出てきますが、長野県と同じように、今現在、検討中のところがあるのでしょうか、どんな具合の動きがあるのか。

(玉井人事課長)

今の時点で、私どもで把握している限りでは、2県でこの4月、このタイミングで検討しているという情報は得ております。

(樋口会長)

これはちょっとあげ足取りのつもりはないのですが、11ページで、私、統計とかを仕事でしていますので、財政力指数とか人口とか、1人当たり県民所得というのが一覧で出ていますが、どこかほかに書いてあるのかもしれないのですが、いつの時点の資料かというのが載っていません。おそらく最新のものを載せておられると思うのですが、これもちょっといろいろ経済の動きとかも関係してきますので、もし可能であれば、いつの時点かというのを付記しておいていただければというふうに思います。

(玉井人事課長)

今後、付記するようにいたします。

(樋口会長)

すみません、ちょっと細かいことで。ほかにいかがでしょうか。

(松本委員)

先ほどの、今までの経過の中で、どのような指標をもってこういう改定をしてきたのかがちょっとわかれば知りたいと思います。何が一番、その改定に当たってのその指標にな

ったのかというか、課題だったのか、問題だったのかというようなことがわかれば、次回についても、今回についても教えていただければと思います。

(玉井人事課長)

参考までということになりますが、前回の25年の改定のごときでございますが、まず給料、報酬月額での検討に当たりましては、やはり類似県の状況と一般職の改定の状況を考慮検討した中で、類似県の状況が現行とほぼ据え置きという状況でございました。本県の一般職の改定が、0.3%減ということの中で最終的に据え置きということではなく、本県の一般職改定率に連動させて、0.3%減額にしたということが検討の経緯、給料の関係は減でございます。

それから退職手当の関係でございますが、これも県政指標類似県の状況と一般職の引下げ関係との比較をする中で検討いただきました。

知事について類似県の状況で申し上げますと、59%という支給割合になっております。

片や一般職の引き下げを受けて改定した県の状況は、引き下げを受けて改定した全ての県を平均すると56.4%、前回の改定があった平成20年4月以降に改定した県の支給割合は54.5%ということで、この平均をとって55%ということで試算をしました。ここから、類似県の状況を考慮すると59%で、一般職の引下げを受けて改定した県の状況を考慮すると55%という案をお示しし、この低いほう、55%の支給割合をとって答申をいただいたということでございます。

(樋口会長)

よろしいでしょうか。まあ時期の取り方とか、過去のそれぞれの県でいろいろな経緯があるものですから、単純に機械的に決まるものではないとは思いますが、そこでこの審議会で最終的に判断をするということですが、ある程度、準拠すべき考え方というのはもちろんあるかと思えます。

それから前回、先ほどちょっと私が退職手当の支給方法の話をしたんですが、これも支給方法が、当時、税制改正がありまして、支給方法いかんによって受け取る金額がかなり大きく違うということがありまして、また事務局からもいろいろ、次回以降に説明があるかと思えますけれども。当時、言うのはちょっとあれですが、天下り問題とかということがありまして短期間、数年間、ある組織で役員をされた方が退職手当の支給を受けるようなケースというのもありましたので。ただ、これはそういう、いわゆる天下り問題等の問題でありまして、ちょっと知事の任期とは性質は異なる面もあるのではないかとご意見もあったようでございます。これについてはまた次回、詳しくご説明いたします。いかがでしょうか。

それでは、皆様からいろいろご意見をいただきました。本日は第1回ですので、委員の皆様にも基本的ないろいろなお考えを示していただきましたし、また具体的な資料等につい

での発注もいただきましたので、これらを踏まえて次回に具体的な検討という形にしたいと思えます。1回で答えが出るというものではありませんので、本日の審議はこの程度にいたしまして、引き続き検討していくこととしたいと思えますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(出席者一同)

「異議なし」の声あり

(樋口会長)

それでは、次回の審議におきましては具体的な検討を進めたいというふうに思えます。その際、先ほどちょっと申し上げましたとおり、いろいろ宿題になっている部分もありますので、その辺についても資料をいただきますとともに、本日の議論を踏まえまして具体的な案を幾つか事務局から示してもらいまして、それをもとに審議を進めていくという形をとりたいと思えますが、いかがでしょうか。そうでないと、案を私どもがつくるということとはなかなか、こういう数字の話ですので難しいです。

(出席者一同)

「異議なし」の声あり

(樋口会長)

それでは、事務局のほうで、本日の議論を踏まえて具体的な案を幾つか検討していただいて、次回、いわばたたき台でありますけれども、これを示していただきたいと思えます。

ほかに委員の皆様、審議の進め方等についてご意見等、何かございますでしょうか。

何か事務局のほうでコメントとか、はい、お願いいたします。

(関総務部長)

樋口会長を初め委員の皆様には、さまざまな観点からご議論をいただきましてありがとうございました。知事所用により退席をさせていただきましたので、私のほうから一言申し上げたいと思っております。

ただいま樋口会長のほうからご指示をいただきましたように、幾つかの宿題をいただいておりますし、また具体的な案をとということでご指摘をいただきました。また、議論の中でも前回の改定の考え方、そのようなご指摘もいただいておりますので、そういった点を踏まえまして、事務局としては幾つか資料を用意させていただいて、次回に向けた資料を作成したところで、具体的な答申に向けた議論をお願いしたいと思っております。また、必要に応じては個別にもまたお伺いすることもあるかと思えますが、よろしくお願いたします。

改めて、本日の議論に感謝を申し上げて、私からのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきたいと思います。今後、審議を少し詰めて、5月ぐらいには答えをとということでございましたので、次回、少し具体的に検討したいと思います。皆様、ご協力ありがとうございました。

4 閉 会

(根橋企画幹)

以上をもちまして、第1回の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。